



2017年5月23日

各 位

会社名	富士通コンポーネント株式会社
代表者名	代表取締役社長 石坂 宏一 (コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先	取締役 倉本 雅晴 (TEL 03-3450-1601)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2017年6月23日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

当社が発行した第2種優先株式につきましては、2016年6月30日をもって全株式を消却し、今後発行も予定していないことから、第2種優先株式及び種類株主総会に係る規定を削除するほか、規定の整備、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2017年6月23日（金）

以 上

別紙 定款変更の内容

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式 (発行可能株式総数)	第 2 章 株式 (発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,008,000 株</u> とし、このうち 26,000,000 株は普通株式、8,000 株は第 2 種優先株式とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,000,000 株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式につき 100 株とし、第 2 種優先株式につき 1 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
第 8 条～第 10 条 (条文省略)	第 8 条～第 10 条 (現行どおり)
第 2 章の 2 優先株式	<u>(削除)</u>
(第 2 種優先株式)	
第 11 条 当社の発行する第 2 種優先株式の内容は次のとおりとする。	
(無議決権株式)	
1. 第 2 種優先株式を有する株主 (以下「第 2 種優先株主」という。) は、株主総会において議決権を有しない。	
(優先配当金)	
2. 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された第 2 種優先株主および第 2 種優先株式の登録株式質権者 (以下「第 2 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、1 株当たり、第 2 種優先株式の発行価額 (1,000,000 円) に、本項第 2 号に定める年率 (以下「第 2 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した剰余金の配当 (以下「第 2 種優先配当金」という。) を行う。	
② 第 2 種優先配当年率は、3 月 31 日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の日本円 TIBOR (1 年物) に当該第 2 種優先株式の発行に際して取締役会で定める率 (ただし、上限 1.15%とする。) を加算した年率とする。	
第 2 種優先配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。	

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2種優先配当年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円 TIBOR (1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円 TIBOR (1年物) が公表されていない場合には、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (ユーロ円 LIBOR (1年物)) として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。</li> </ul>	
<p>(非累積条項)</p>	
<p>3. ある事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	
<p>(参加条項)</p>	
<p>4. 普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、第2種優先配当金を超える場合は、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して、その超える金額を第2種優先配当金に加算して支払う。</p>	
<p>(残余財産の分配)</p>	
<p>5. 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、発行価額相当額 (ただし、第2種優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。) を支払う。第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>	
<p>(優先株式の取得等)</p>	
<p>6. 当社は、法令に定めるところに従って第2種優先株主との合意により第2種優先株式発行日6ヶ月後以降第2種優先株式の一部または全部を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。</p>	

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取得条項)</p> <p>7. <u>当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式の発行日6ヶ月以降いつでも、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する第2種優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円（ただし、第2種優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の第2種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。）で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。</u></p>	
<p>(株式の併合または分割、新株予約権等)</p> <p>8. <u>当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>当社は、第2種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	
<p>(転換予約権（取得請求権）)</p> <p>9. <u>第2種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当社に対し、当該第2種優先株主が有する第2種優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求（以下「転換請求」という。）することができる。</u></p>	
<p>(普通株式への一斉転換（一斉取得）)</p> <p>10. <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、その全部を取得する。</u>  <u>当社は、当該取得と引換えに、第2種優先株式1株あたり、第2種優先株式1株の払込金額相当額を一斉転換日に先立つ3取引日（一斉転換日を含み、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。）を基として発行に際して取締役会で定める算出値で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、第2種優先株式の払込金額相当額を当該下限転換価額で除して得</u></p>	

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>られる数の普通株式を交付し、強制転換価額が当初転換価額の150%（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、第2種優先株式の払込金額相当額を当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</p>	
<p><u>(優先配当金の除斥期間)</u></p>	
<p>11. <u>第38条の規定は、第2種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>	
<p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第18条 第15条、第16条及び第17条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p>第4章～第6章</p>	<p>第4章～第6章</p>
<p>第19条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>附則第1条 (条文省略)</p>	<p>附則第1条 (現行どおり)</p>

以 上